

徳島県告示第五百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、徳島県県土整備部道路整備課において、令和五年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

4 0	整理 番号	路線名	終 起 点 点	重要な経過地	道路法第七条 第一項該当号	備 考
		徳島空港				
		徳島空港 板野郡松茂町				